

緑のボランティア団体活動支援

制度の内容

樹林地等（樹林地及び竹林）で保全活動を行う団体を支援します。
支援を受けるには、事前に登録が必要になります。

対象となる樹林地等

- ① 都市公園
 - ② 市が管理している緑地
 - ③ 民有緑地
- ※土地所有者の同意が必要

登録できる団体の条件

- ① 要領の目的に合った活動内容であること
- ② 規約等の定めがあること
- ③ 活動の内容や目的が非営利であること
- ④ 構成員が5名以上いること
- ⑤ 団体として3年以上の活動実績がある、又は、構成員に緑と花の市民大学緑の講座の修了生が3割以上存すること
- ⑥ 活動地の土地所有者と協定等を結んでいること

樹林地等保全活動の内容

- ① 下草刈り、間伐、枯れ木・倒木処理などの樹林地の保全に資する活動
 - ② 清掃、美化活動およびマナー啓発活動
 - ③ 動植物の生息状況調査
 - ④ 自然観察会、研修会の開催など緑地に関する知識・技能向上・普及啓発のための活動
 - ⑤ 活動場所において、市が定める緑地の保全管理計画等がある場合は、その計画に基づく活動内容であること。
- ※①と⑤を必須とします。

支援の内容

緑のボランティア団体に登録すると、活動に対する支援を受けられます。

- ① 活動に対する助言、アドバイザーの派遣
- ② 活動に関する情報の提供
- ③ 整備に必要な機材の貸し出し
- ④ 活動に要する費用の一部を助成

助成の対象となる経費

※1団体1年度当たり5万円まで

- ① 器具類購入費及び修理費（鎌・鉋・チェーンソーなど）
- ② 資材購入費（杭・ロープなど）
- ③ 燃料購入費（チェーンソーや草刈機用）
- ④ ボランティア保険料
- ⑤ 外部講師に対する講師謝礼金

お問い合わせ先

(公財)市川市花と緑のまちづくり財団 318-5760
市川市 生活環境整備課 712-6307

緑のボランティア団体活動助成金

申請手続きの流れ

手続き先⇒市

緑のボランティア団体登録（変更）申請

始めに市へ登録申請をして下さい。
審査後、『登録可否決定通知書』を発行
します。
※登録後に変更が生じた場合は登録変
更申請をして下さい。

登録可否決定通知



手続き先⇒市川市花と緑のまちづくり財団

助成金交付申請

登録された後、活動に必要な経費につ
いて、市川市花と緑のまちづくり財団
へ助成金の交付申請ができます。
審査後、『助成金交付可否決定通知書』
を発行します。

助成金交付可否決定通知



実績報告

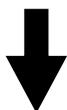
実績報告を受け、審査後に『助成金額
確定通知書』を発行します。

助成金額確定通知



助成金交付請求

『助成金額確定通知書』に基づいて助
成金の交付請求をして下さい。
請求後、指定口座へ助成金を振り込み
ます。



助成金の振込み 指定口座へ振り込まれます